

1 議 事 日 程 (2 日 目)

[平成18年太宰府市議会第2回 (6 月) 定例会]

平成18年6月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第63号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第64号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第65号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第66号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第67号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第68号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第69号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第70号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第71号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第72号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第12 議案第73号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第13 議案第74号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第14 議案第75号 筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第76号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について
- 日程第16 議案第77号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第17 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について
- 日程第18 議案第79号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第80号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第81号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第22 請願第 3 号 - 障害者自立支援法の施行を受けて -
視覚障害者施策の一層の推進を求める請願

日程第23 請願第4号 ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住(宿泊)
施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願

日程第24 意見書第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見
書

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
建設課長	西山源次	上下水道課長	宮原勝美
中央公民館長 兼市民図書館長	鬼木敏光		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第62号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第2から日程第10まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第10、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2から日程第10までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第63号から議案第71号までを一括した質疑の通告があつておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、こういう共同利用施設を指定管理者施設にすべきだということについては、ほかの指定管理者施設と違ってこういう共同利用施設は指定管理者施設として行うべきじゃないかという質問をしておりましたら、今議会に提案をされております。ところが、まずこの議案を見ますと、議案第63号から議案第71号まで各自治会になっているわけですね。普通自治会のある行政区もあると思うんですが、本来自治会、それから行政区、昨日も市内各地でクリーンディがありました。当然区費を納めている自治会とそれから自治会費を納めている自治会というふうになるわけですが、自治会費は納めなくても自治会として指定管理

者にするのかどうか。現実にあるところもありますし、自治会費を取ってないところもありますが、まずそういう状況の段階で自治会と区長が指定管理者になることができないという問題がありますので、その辺をまず第1点目です。

それから、2点目の問題としては、この指定管理者にこういう公共施設が指定された場合、行政と自治会との間でどのような指定管理者協定を結ぶのか。そういう素案がありましたら総務文教委員会に提出をいただきたいし、また答弁できるならば指定管理者としての契約締結を明らかにしていただきたいと思います。

それから、公共施設ですから国の補助金をいただいて建てた施設ですが、こういう公共施設の使用料についての減免規定などどのように考えられているのか。特に公職選挙法に基づく個人演説会は、今までは無料で使用することができておりました。2回以上については有料になるわけですが、公職選挙法の関係ではどのように対応されるのか。そういうものが協定書の中に明記をされるのかどうかというのが、次に回答していただきたい内容です。

それから、現在44区にこういう地域公民館や共同利用施設がありますが、公共施設として補助金をいただいた施設だけを指定管理者と、それ以外については指定管理者にしないという問題がありますが、本来地域公民館についても個人の所有にすると売買されたり、相続の問題が発生したときに大変問題があるという形で、44の行政区の中、共同利用施設以外はやはり市の公有財産になっておりますが、地域の各区の公民館についても公民館主事が配置されております。そういう状況の中で条例に基づいて公民館をつくる場合については、土地の取得費や建物の建設費、増設費など当然補助基準がありまして、長い間私も議会の中におりまして審議してきておりますが、地域公民館については指定管理者にすることができないのかどうか。その辺を含めて質問項目が4項目近くありますが、まず回答いただき総務文教委員会で審査をし各議員に報告をしたいと考えておりますので、審議内容を事前にですね、本会議の場で明らかにしていただきたいという形で、委員長としてもお願いをいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） お尋ねの自治会組織につきましては、都府楼団地、長浦台、青葉台、大佐野台の4自治会が規約を制定して運営をされております。水城、国分、通古賀、向佐野、吉松の5行政区につきましては、自治会として機能している実態は見受けられますが、規約の制定はなされておられません。今回指定管理者制度を導入するに当たりまして、教育施設等騒音防止対策事業補助金所管の大阪航空局より、住民と無関係な者は指定管理者にできない旨の連絡、指導がっております。市といたしましてはそれぞれの行政区役員で協議をお願いし、指定管理者指定申請書を自治会として9行政区から申請をいただいたところでございます。

2つ目の区長を指定管理者にできないかということですが、ただいま申し上げましたようなことで……。

（19番武藤哲志議員「ちょっと修正をさせてください」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 区長は早よ言えば特別公務員ですから、早よ言えば指定管理者にできないはずだというふうに質問したわけです。だから、自治会の、早よ言えば区長が自治会長になるのか、それとも別な新たな自治会長を選ぶのか。だから、そこいら2つの問題があるということで、自治会長と区長が兼務している場合もありますので、区長は特別職ですから、私ども議員と同じような。だから、その部分の解釈をどう考えられているのかという質問ですので、その辺も。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 行政区長を指定管理者にできないかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように自治会長を指定管理者とするということで進めております。

それから、指定管理者に指定をした場合に協定書を結ぶが、総務文教委員会に協定書を出せないかというのが3点目でしょうか。提出したいと思います。

それから、使用料の減免の関係で選挙のときに使用料はどうなるのかというお尋ねですが、この問題につきましては各行政区が今行っており使用料、区で定めてある使用料のままでございます。

4点目の地区公民館は指定管理者に指定しないかと、補助金等が交付されておるがどうかということでございますが、先ほど申しました教育施設等の騒音防止対策事業補助金を大阪航空局から受ける場合に、太宰府市がその補助金の申請者になったということから共同利用施設については市の名義ということになっております。そういうことから共同利用施設を指定管理者に指定するわけございまして、他の地区公民館等は該当しないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それでは、まずその法令審査会でこういう行政区の9つの共同利用施設を指定管理者施設にする場合、こういう問題で公職選挙法の関係がありますし、いろんな部分、協定を結ぶ場合とか、それからそれ以外の行政区の部分について、早よ言えば指定管理者としてはどうなのかというのは当然行政内の法令審査会というのがあるんですが、そこでは論議されたかどうかを再質問で。

それから、今区の使用料でということですが、公職選挙法ははっきり言って使用料を1回目、2回目は取るとか取らないとかとあるわけですが、その辺の矛盾点も今出てきましたので、その辺を法令審査会はどう審議したのか回答いただけませんか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 法令審査会の中では議論になっておりません。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 3回目までしか質問できませんから、後はもう委員会で具体的にします。今私が質問した内容については総務文教委員会にもう少し時間もありますので、また

各委員からも今の質問内容について教育委員会やら行政側の方にあると思いますので、ちょっと内部検討をしてみてください。よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに通告がありませんので、これで質疑を終わります。

議案第63号から議案第71号まで総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第11から日程第16まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第11、議案第72号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」から日程第16、議案第77号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11から日程第16までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第11から日程第16までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第72号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

よって、議案第72号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第73号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共

団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

よって、議案第73号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第74号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

よって、議案第74号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第75号「筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

よって、議案第75号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第76号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について」について、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

よって、議案第76号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第77号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」について、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

よって、議案第77号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

~~~~~

日程第17 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第17、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 議案第78号につきまして、障害程度区分等審査会はいつまでに発足させて、いつから実際にその認定審査を開始する予定なのか。また、その審査会の構成員は具体的にどのようなメンバーをお考えなのかお答えください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいまご質問がありました。回答させていただきます。

まず、今後の予定ということでございますが、今後の予定といたしましては、筑紫地区4市1町の議会の議決をいただいた後に設置準備に入りたいと計画をいたしております。したがって、立ち上げ時期につきましては7月中旬ごろで、その後審査会のメンバーの研修会を経て、実際の審査は8月初旬から開始に向けて調整をいたしております。

審査会のメンバーといたしましては、筑紫地区全域で約60名程度を考えております。国の説明要綱に従いまして、各種専門の資格を有する方々をお願いすることといたしております。

まず、内科、整形外科、精神科の医師、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、精神保健福祉士の有資格者を考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 今回一般質問で詳しくお尋ねいたしますけれども、この認定審査会にですね、当事者である障害者もしくは知的、精神などの障害を持つ方のサポートを行っている方をメンバーに入れるお考えはありますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ただいま質問いただきました件については、現在のところ考えておりません。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第78号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第18から日程第20まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第20、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第20までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第79号から議案第81号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第21 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について  
議長(村山弘行議員) 日程第21、議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番(渡邊美穂議員) この議案第82号補正予算の中ですね、3款1項13目の障害者自立支援費についてなんですが、ここの補正でですね、意見書作成手数料とありますが、これは障害者ですね、医者に意見書作成を依頼する場合、これまで同様その費用を市が負担するという解釈でよろしいのでしょうか。

また、この訪問調査というのは具体的にどのようなことを指すのかお答えください。

議長(村山弘行議員) 健康福祉部長。

健康福祉部長(古川泰博) ただいま質問いただきました意見書作成手数料、それから訪問調査の件についてでございますが、ご回答させていただきます。

意見書につきましては、介護給付等の障害福祉サービスの提供を行う際に主治医から身体状況等について意見書を提出いただき、その意見書等をもとにしまして障害程度区分等審査会におきまして障害程度区分の第2次判定の資料とするものでございます。

また、意見書の作成手数料につきましては、国が示します基準1件当たり5,000円を予算として計上させていただいております。

次に、訪問調査につきましては、障害福祉サービスの支給決定を行うために障害程度区分認定審査員が個別に居住地に訪問し、聞き取り調査をするものでございます。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) 8番渡邊美穂議員。

8番(渡邊美穂議員) 今のお答えですと、5,000円をやはり今まで同様市が負担するというふうにお考えだというふうに受け取れますが、この意見書作成手数料、これ125万円になっていきますけれども、どのような計算式をもとに算出された数字でしょうか。

議長(村山弘行議員) 健康福祉部長。

健康福祉部長(古川泰博) 250人掛ける5,000円でございます。

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

議案第82号は所管の常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第22 請願第3号 - 障害者自立支援法の施行を受けて -

視覚障害者施策の一層の推進を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第22、請願第3号「 - 障害者自立支援法の施行を受けて - 視覚障害者施策の一層の推進を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1 番片井智鶴枝議員。

〔 1 番 片井智鶴枝議員 登壇 〕

1 番（片井智鶴枝議員） それでは、請願第3号「 - 障害者自立支援法の施行を受けて - 視覚障害者施策の一層の推進を求める請願」について説明をさせていただきます。

紹介議員は、渡邊美穂議員、山路一恵議員、武藤哲志議員、そして私片井智鶴枝です。

請願者は、太宰府市身体障害者協会視覚部会代表、衛藤龍太郎氏です。

ご存じのように、障害者自立支援法が本年4月に施行されました。

この自立支援法は、障害の種別、身体障害、知的障害、精神障害とありますが、それにかかわらず利用するための仕組みを一元化し、施設事業を再編する、障害者にとってより身近な市町村が責任を持つことにより一元的にサービスを受けることができる、就労支援を抜本的に強化するなどあります。さらに、この法律では増大する福祉のサービスなどの費用を皆で負担し合う仕組みの強化として、利用したサービスの量や所得に応じて自己負担が課せられることになりました。このことに多くの障害者は収入が不十分なまま負担だけ公平というのではサービスの抑制をせざるを得なくなり、この法案に対する不信や不安が広がっています。このような背景の中、市の身体障害者協会の中の視覚障害者の団体から今回の請願がされました。

その内容につきましては、具体的に請願の中に請願事項として書いておりますけども、この内容のどれをとりましても日常生活を送る上では欠かせない切実なものであります。この要望の内容を十分にご理解いただき、障害者にとりましても安心して住みやすい太宰府であるため、本請願を採択いただきますようお願いして説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23 請願第4号 ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第23、請願第4号「ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願」を議題としま

す。

紹介議員の説明を求めます。

15番安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 請願第4号「ウイークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願」について説明させていただきます。

紹介議員は、安部陽、福廣和美議員、山路一恵議員、武藤哲志議員、渡邊美穂議員、安部啓治議員、田川武茂議員、小柳道枝議員でございます。

請願代表者は、連歌屋を守る会代表、梶原清隆さんでございます。

請願を読みまして、説明にかえさせていただきます。

請願要旨及び理由。

このたび連歌屋一丁目2157番地にウイークリーマンション（20戸）を建設すると突然告げられました。ウイークリーマンションはテレビCMでも知られているとおり、敷金、礼金、保証人なしで簡単に入居でき、短期で入居者が入れかわる営業形態をとっています。また、管理人不在で住民票を移す入居者もほとんどいないため、入居者がだれなのか把握もできません。不法滞在者等、身を隠す場所としてうってつけの施設となっているとのうわさも聞きます。

この地区は、第一種低層住居専用地域であり、住環境を最優先すべき特別な地域であります。このようなところに旅館業に類するようなウイークリー並びにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設は好ましくありません。この地区は、四王寺山の山林に囲まれながら宝満山を眺めることのできる気持ちのよい場所です。この地区には、太宰府小学校、筑紫台高校が隣接しており、ウイークリーマンション建設予定地に続く狭い一本道（幅4m）を小学生、高校生が通学路として利用しています。（筑紫台高校裏門より70m上がったところが建設予定地、先は袋小路となっております。）この地区は、日中主にお年寄りや幼児とその母親が静かに生活をしている場所です。

このような地区に、定住を目的としないホテルまがいの居住（宿泊）施設が建つことで地元住民や小学校、高校に通う児童・生徒が何らかの事件、事故に巻き込まれるのではないかと大きな不安を抱いております。このような地区に、定住を目的としないホテルまがいの居住（宿泊）施設の建設を認めるようなことは、地域住民として決して容認できません。

以上のことから、以下の4点につき切にお願いし、お願いいたします。

請願項目。

1、この地域は狭道のため、児童・生徒の登下校の様子、周辺の地形の様子や学校との位置関係、通行量などの調査を行うことを願います。

2、連歌屋一丁目2157番地にウイークリーマンションを建設しようとする業者、施工主に対し、連歌屋一丁目の住民の3分の2の合意を得るまで建設しないよう市は強く指導していただ

き、紛争解決に努めることを願います。

3、太宰府市におけるウィークリー並びにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設、運営に関しての規制を強く求めます。

4、地域とのコミュニケーションのとれる入居者を対象とする普通の民間住宅を建てるよう業者、施工主に強く働きかけることを願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第24 意見書第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第24、意見書第3号「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） 「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書」についての趣旨説明を行います。

提出者は、渡邊美穂。賛成者は、田川武茂議員です。

JR九州は、お手元に資料を配付しておりますけれども、北海道、四国同様、国鉄が民営化された時点から赤字経営が確実なものであったため、これまで経営安定基金の運用益、そして線路などの固定資産税の減免措置などによる負担軽減や独自の経営努力によって利用者への負担をできるだけ少なくしながら、赤字を解消すべく努力してきました。

JR九州は、民営化以来営業損失の減少に努め、当初288億円あった赤字を平成16年度に初めて4億円の黒字にすることができました。しかも、この約20年間の間にわずか1回の運賃値上げを行っただけです。しかし、この裏には赤字路線の廃止や大幅な人員削減があったことも事実です。

ここ数年、JRの大きな事故が相次いでいます。この要因の一つとして、ベテランといわれる職員の数が大幅に減ったことによる危機管理への対応の不十分さが上げられていることは、皆様もご存じのとおりです。したがって、これ以上の人員削減は安全対策面からも決して好ま

しいものではありません。また、相次ぐ高速道路などの開通に伴い、運行収益についても今後大きな変化は期待できない状況です。

現在行われている支援策がなくなった場合、ＪＲ九州は再び赤字経営となり、その結果、利益率の低い路線の廃止と運賃値上げを行うことになることは必至です。それはとりもなおさず利用者への負担につながります。これまでのＪＲ各社の経営努力を無にすることなく、今後さらに黒字の額が増えるまで現在の支援策を継続していただくための意見書です。

なお、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣です。

どうか趣旨をご理解いただき、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第３号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は６月１４日午前１０時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前１０時３６分

~~~~~